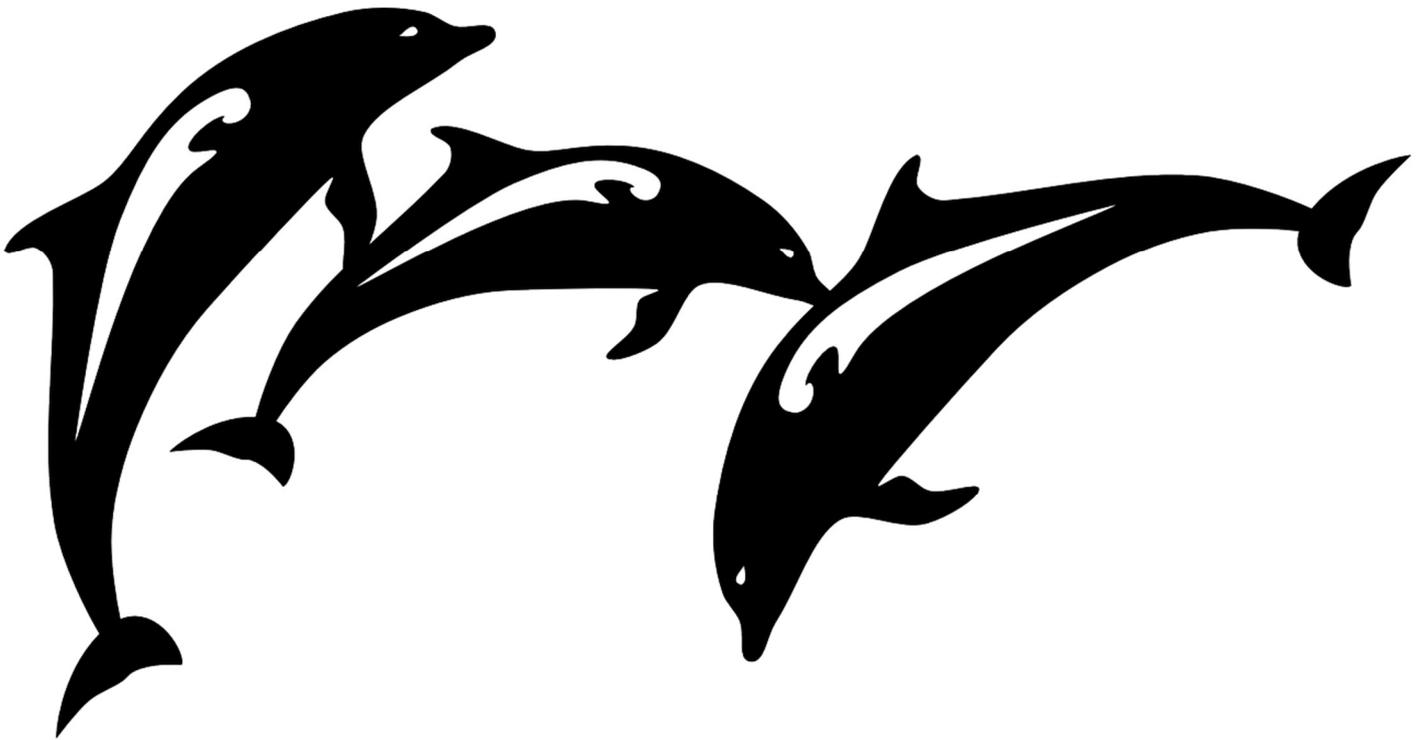


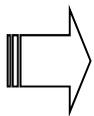
ダイビングショップ向け保険のご案内

- ①ダイビングショップ向け賠償責任保険
- ②ダイビングショップ所属 インストラクター（無記名式）賠償責任保険
- ③ダイビング講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険
- ④ダイビングショップスタッフ向け傷害保険



【ご注意】

本保険のお手続き先



【取扱代理店】株式会社 ジョットインターナショナル

「所属の指導団体」ではありませんのでご注意ください。

①ダイビングショップ向け賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険)

1	本保険の特長
施設危険 (施設所有(管理)者賠償責任保険)	貴店舗の所有、使用、管理に起因して発生したお客さま等第三者に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
生産物危険 (生産物賠償責任保険)	貴店舗が貸出しをした器材等の欠陥により、他人に対して生じた法律上の損害賠償責任およびお客さま等第三者のダイビング器材を修理・調整し引き渡した後に、当該修理・調整が原因で生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
受託危険 (受託者賠償責任保険)	貴店舗がお客さま等の第三者より調整・修理のために受託した器材等が損傷(盗難または紛失を含みます。)した場合に、お客さま等第三者に対して生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

2	事件事例
施設危険	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗の床が濡れていたためお客さまが滑って転びケガをした。 ・壁に備え付けの器材が落下し、お客さまにぶつかりケガをした。
生産物危険	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイビング中、修理した器材が機能せずお客さまがケガをした。 ・販売の際に誤った使用方法を教えたためお客さまがケガをした。
受託危険※	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さまから預かった器材を管理不足により盗難された。 ・お客さまから預かった器材を誤って破損させた。

※受託危険の補償範囲はダイビングショップの敷地内となります。

3	保険契約者 ダイビングショップ(貴ショップ)
4	被保険者 ダイビングショップ(貴ショップ)
5	保険期間 ご加入の日から1年間
6	支払限度額および免責金額

補償区分	危険区分	1事故支払限度額 (生産物危険・受託危険は1事故・保険期間中)	免責金額 (1事故)
身体障害・財物損壊共通	施設危険	2億円	なし
	生産物危険	2億円	なし
対物	受託危険	50万円	なし

7	年間一時払保険料
---	----------

11,000円

(ご注意) 上記はダイビング器材貸出・修理の年間売上高が1,200万円以下の場合です。店舗ごとにご加入いただく必要がございます。売上高が1,200万円を超える場合や、店舗を複数お持ちの場合は別途取扱代理店:株式会社ジョットインターナショナルまでお問い合わせください。

8 お支払いする主な保険金

損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用
協力費用	引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

9 保険金をお支払いできない主な場合

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任 ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 など
施設危険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限りです。 ・ 航空機、昇降機、自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ 船・車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ スノーケリング・スキューバダイビングの講習またはダイビングツアーの指導に起因する損害賠償責任 など
生産物危険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に起因する損害賠償責任 ・ 次の財物の損壊または使用不能(これらの財物の一部の性質または欠陥による財物他の部分の損壊または使用不能を含みます)について負担する損害賠償責任 <ul style="list-style-type: none"> ①生産物 ②仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物(作業が加えられるべきであった場合を含みます。) ・ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・ 仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 など
受託危険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に該当する物の損壊 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本(本などの原稿)、設計書、雛型、その他これらに準ずる物、土地およびその定着物(建物、立木等をいいます) 動物、植物等の生物、船舶(ヨット、セイルボート、モーターボート等を含みます。) ・ 受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)に起因する損害賠償責任 ・ 受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害賠償責任 ・ 受託物が委託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 など

10 加入方法

P9の「お申込みフロー」をご覧ください。

このパンフレットは施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

②ダイビングショップ所属インストラクター（無記名式）

賠償責任保険のご案内 （施設所有（管理）者賠償責任保険）

1	本保険の特長	ダイビングショップ（貴ショップ、以下同様）に従事するインストラクターのスキューバダイビング講習またはダイビングツアーの監督、指導中に生じた事故により、被保険者が講習参加者、ツアー参加者および第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
2	加入資格	CMAS日本協議会の指導団体に登録しているダイビングショップ
3	保険契約者	ダイビングショップ
4	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> （1）CMAS日本協議会を構成する加盟ダイビング指導団体に登録しているダイビングショップ（以下「ダイビングショップ」といいます。）およびダイビングショップの経営者 （2）ダイビングショップのダイビング指導業務に関わる全てのインストラクター。ただし、CMAS日本協議会、PADI、NAUI等のCカード協議会発行団体から資格を付与された者であって保険加入手続きを行った者 （3）CMAS日本協議会加盟ダイビング指導団体 （4）CMAS日本協議会
5	保険期間	ご加入の日から1年間
6	支払限度額および免責金額	（補償金額（身体障害・財物損壊共通））
	支払限度額 （1名・1事故）	免責金額 （1事故）
	10億円	なし
	※事故の発生地は国内・海外を問いません。ただし日本国内において損害賠償請求が提起され、法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について補償されます。	
7	年間一時払保険料	
	インストラクター数	年間一時払保険料
	1名	45,000円
	2名	90,000円
	3名	135,000円
	4名	180,000円
	5名	225,000円
	1名増えるごと	45,000円

8 インストラクター数（被保険者）の算出方法

過去1年間における、1日あたりの最大インストラクター人数を本保険の被保険者とします。
 ただし、次の①②に該当する場合は特定のインストラクターを被保険者から除外することができます。
 なお、除外する場合は保険契約申込書に除外するインストラクターの氏名を記載することが必要です。

①「インストラクター賠償責任保険（CMAS 日本協議会団体保険）」に加入しているインストラクター
 ②他指導団体のインストラクター賠償責任保険に加入しており、本保険の補償を必要としない
 インストラクター

※ダイビングショップの業務実績が1年に満たない場合は、別途ご相談ください。

9 お支払いする主な保険金

損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
損害防止費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
緊急措置費用	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用
協力費用	引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

10 保険金をお支払いできない主な場合

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 など
施設危険	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ・航空機、昇降機、自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

11 加入方法

P9の「お申込みフロー」をご覧ください。

このパンフレットは施設所有（管理）者賠償責任保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず施設所有（管理）者賠償責任保険パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

③ダイビング講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険

(傷害補償 (MS&AD 型) 特約セット団体総合生活補償保険)

- 1 本保険の特長
- (1) 保険契約者 (貴店舗) が実施するダイビング講習、ツアーまたはイベントの最中に参加者がケガで死亡、後遺障害、入院、手術、通院した場合に補償します。
 - (2) 賠償責任保険とは異なり、貴店舗に法律上の賠償責任がない場合も補償されますので、参加者に対する見舞金としてご利用いただけます。

2 保険契約者
ダイビングショップ (貴ショップ)

3 被保険者
ダイビング講習、ツアーまたはイベント参加者全員
(注) 契約時に提出は不要ですが、事故時には名簿をご提出いただく必要がございますので備え付けください。

4 保険期間(ご契約期間)
ご加入の日から 1 年間

5 ご加入プラン 補償金額(ご契約保険金額)とプラン

管理下中の傷害危険補償特約、準記名式契約 (一部付保) (同一保険金額) 特約セット

傷害入院保険金支払対象期間 180 日・支払限度日数 180 日・免責期間 0 日

傷害通院保険金支払対象期間 180 日・支払限度日数 90 日・免責期間 0 日

補償内容		プラン A	プラン B	プラン C
傷害死亡・後遺障害保険金額		700 万円	500 万円	300 万円
傷害入院保険金日額		5,000 円	3,000 円	2,000 円
傷害手術保険金額	入院中	50,000 円	30,000 円	20,000 円
	上記以外	25,000 円	15,000 円	10,000 円
傷害通院保険金日額		3,000 円	2,000 円	1,000 円

※「管理下中の傷害危険補償特約」がセットされているため、ダイビングショップの管理下中に被ったケガに限りお支払いの対象となります。

※被保険者全員同一のプランでのお引受となります。

6 1 名あたり年間一時払保険料

最大参加者数	プラン A	プラン B	プラン C
20 名未満のとき	20,920 円	14,220 円	8,040 円
20 名以上のとき*	19,950 円	13,560 円	7,670 円

*最大参加者数が 20 名以上 500 名未満の場合、団体割引 5%が適用されます。

最大参加者数	×	1 名あたり年間一時払保険料	=	合計保険料

7 人数(被保険者数)の算出方法
 ダイビング講習・イベントツアー等、保険期間1年を通じて、1日あたりの最高参加人数を本保険の被保険者数とします。

8 引受方式
 本保険の引受方式は準記名式一部付保です。ダイビング講習、ツアーまたはイベント参加者の名前については契約時に通知する必要はありませんが、事故発生時には名簿の提出をお願いします(名簿の備付が必要となります)。
 最高参加人数を被保険者とする事で、被保険者の入替りが可能となります。

9 お支払いする主な保険金	
補償内容	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	貴店舗主催の講習、イベント参加中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。
傷害後遺障害保険金	貴店舗主催の講習、イベント参加中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。
傷害入院保険金	貴店舗主催の講習、イベント参加中の事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に180日を限度に保険金をお支払いします。
傷害手術保険金	貴店舗主催の講習、イベント参加中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
傷害通院保険金	貴店舗主催の講習、イベント参加中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院(往診・オンライン診療を含みます。)した場合に90日を限度に保険金をお支払いします。

10 保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染

など

(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
- ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒

※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 (注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、団体総合生活補償保険パンフレットの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

11 お申込み方法
 P9の「お申込みフロー」をご覧ください。

このパンフレットは傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず団体総合生活補償保険パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。加入申込票記載事項(職種・年齢・他保険加入状況、保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

④ダイビングショップスタッフ向け傷害保険

(傷害補償 (MS&AD 型) 特約セット団体総合生活補償保険)

1	本保険の特長 (1) 保険契約者(貴店舗)のスタッフが就業中にケガで死亡、後遺障害、入院、手術、通院した場合に補償します。 (2) スタッフに対する災害補償としてご利用いただけます。
---	--

2	保険契約者 ダイビングショップ(貴ショップ)
---	----------------------------------

3	被保険者 ショップの役員およびスタッフ
---	-------------------------------

4	保険期間(ご契約期間) ご加入の日から1年間
---	----------------------------------

5	ご加入プラン	補償金額(ご契約保険金額)とプラン 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約、準記名式契約(全員付保)(同一保険金額)特約セット 傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日・免責期間0日 傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日・免責期間0日
---	---------------	---

補償内容		プランA	プランB	プランC
傷害死亡・後遺障害保険金額		1,000万円	500万円	300万円
傷害入院保険金日額		10,000円	5,000円	3,000円
傷害手術保険金額	入院中	100,000円	50,000円	30,000円
	上記以外	50,000円	25,000円	15,000円
傷害通院保険金日額		5,000円	3,000円	2,000円

※「就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約」がセットされているため、職務従事中(通勤途上を含みます)に被ったケガに限り、お支払いの対象となります。(就業中か否かの区別がつかない職業の方はご加入いただけません)

※被保険者全員同一のプランでのお引受となります。

6	1名あたり年間一時払保険料
---	----------------------

役員・スタッフ	プランA	プランB	プランC
20名未満のとき	12,500円	6,800円	4,300円
20名以上のとき	11,700円	6,370円	4,030円

※上記保険料には役職員一括割引10%が適用されています。

※役員・従業員数が20名以上100名未満の場合、団体割引5%が適用されます。

7	保険料早見表
---	---------------

役員・スタッフ	年間合計保険料		
	プランA	プランB	プランC
5名	62,500円	34,000円	21,500円
10名	125,000円	68,000円	43,000円
15名	187,500円	102,000円	64,500円
20名	234,000円	127,400円	80,600円

8	人数(被保険者数)の算出方法 貴ショップの役員ならびに全てのスタッフ数となります。(役員のみまたはスタッフ全員のみのご加入も可能ですが、一部の役員のみ、スタッフのみではご加入いただけません。)
---	--

9

引受方式

本保険の引受方式は準記名式全員付保です。役員・スタッフの名前については契約時に通知する必要はありませんが、事故発生時には名簿の提出をお願いします（名簿の備付が必要となります）。

また人数に変更がない限り、役員・スタッフの退職、入社に対する通知は不要です。

10

お支払いする主な保険金

補償内容	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	就業中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。
傷害後遺障害保険金	就業中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。
傷害入院保険金	就業中の事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合に 180 日を限度に保険金をお支払いします。
傷害手術保険金	就業中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
傷害通院保険金	就業中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診・オンライン診療を含みます。）した場合に 90 日を限度に保険金をお支払いします。

11

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染

など

(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
- ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒

※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、団体総合生活補償保険パンフレットの「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

12

お申込み方法

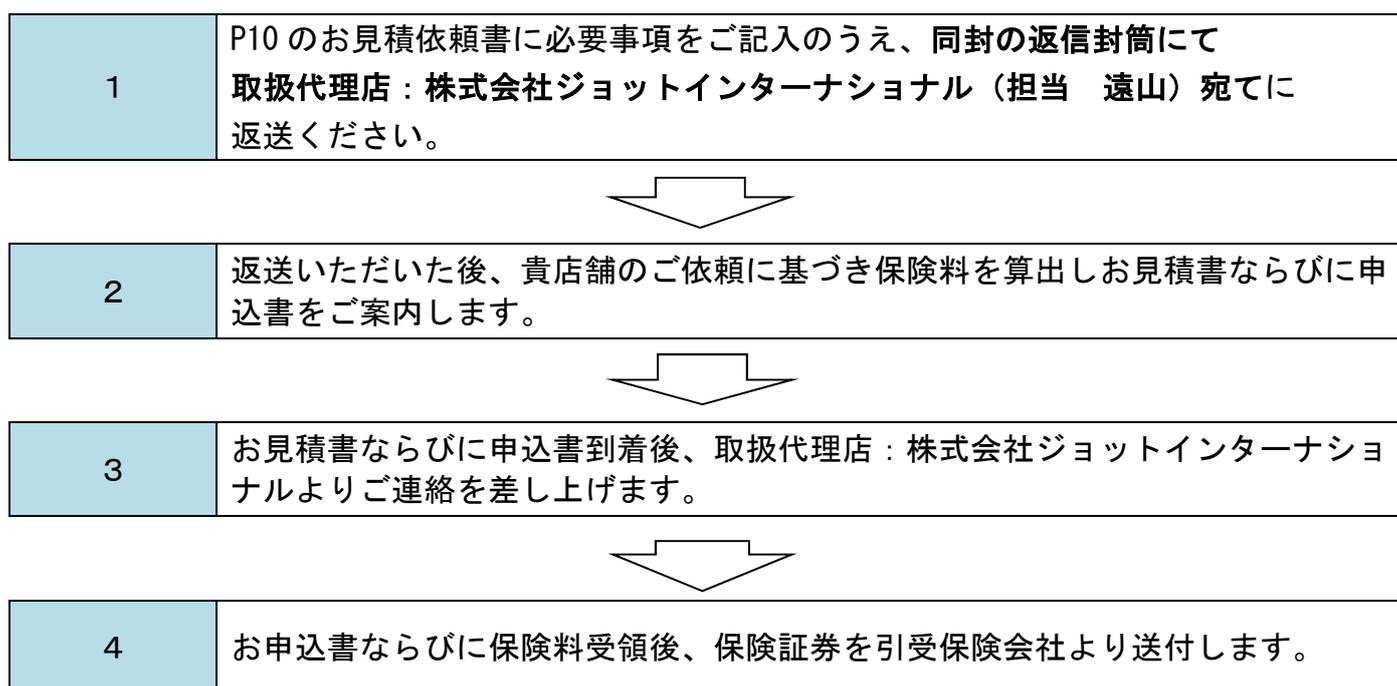
P9 の「お申込みフロー」をご覧ください。

このパンフレットは傷害補償（MS&AD 型）特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず団体総合生活補償保険パンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況、保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

その他

ヨット、モーターボートに関する保険、店舗の火災保険、自動車保険等についてもお見積りします。
添付のお見積依頼書のその他欄にご回答くださいますようお願い申し上げます。

お申込みフロー



※他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として保険申込書に記入していただきます。正しく記入していただけな
かった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

※保険申込書記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等によりご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくこ
とがありますので、あらかじめご了承ください。

本件に関するお問い合わせ先

取扱代理店	株式会社ジョットインターナショナル (担当：遠山)
連絡先	(電 話) 055-965-3131 (受付時間) 平日 9:00から17:00まで
所在地	〒410-1107 静岡県裾野市御宿 1500 矢崎厚生センター内

引受保険会社

担当店	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 トヨタ営業部矢崎室 〒410-0801 静岡県沼津市大手町 3-8-23 ニッセイスタービル 6階 (電話) 055-962-9130
-----	---

株式会社ジョットインターナショナル 遠山 行

FAX: 055-965-0460 TEL: (お問合わせ窓口) 055-965-3131

ダイビングショップ向け保険 お見積依頼書

下記のとおり見積りを依頼します。

1. 貴ショップ情報記入欄

貴ショップ名・法人名	
所属指導団体	
担当者名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

2. 見積り依頼記入欄

①ダイビングショップ向け賠償責任保険

見積り依頼	希望する 希望しない
ダイビング器材貸出・修理の年間売上高	千円

②ダイビングショップ所属インストラクター向け賠償責任保険（無記名式）

見積り依頼	希望する 希望しない
過去1年間における 1日あたりの最大インストラクター人数	名

③ダイビング講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険

見積り依頼	希望する 希望しない
ご希望の加入タイプ	(A) (B) (C)
保険期間における1日あたりの最大参加者人数	名

④ダイビングショップスタッフ向け傷害保険

見積り依頼	希望する 希望しない
ご希望の加入タイプ	(A) (B) (C)
役員数	名
スタッフ数	名
合計人数	名

⑤その他（見積りを依頼される場合は現在の保険証券の写しを合わせて送付してください。）

ヨット・モーターボート保険	希望する 希望しない
火災保険	希望する 希望しない
自動車保険	希望する 希望しない
その他（ ）	希望する 希望しない

【個人情報の取扱い】

ご記入いただきましたお客さまの個人情報をもとに、お客さまに対して、あいおいニッセイ同和損保が取扱う保険商品の販売・サービスの提供、保険契約の維持・管理に利用する場合があります。

(2021年12月承認) B21-103578

インストラクターのみなさまへ

- ①インストラクター賠償責任保険
- ②インストラクター傷害保険

スキューバダイビングやスノーケリングのダイビング講習中やダイビングツアー中の参加者に対する損害賠償責任の補償とインストラクター本人のケガの補償を目的とした制度です。

この機会にぜひご検討のうえご加入くださいますようお願い申し上げます。



【ご注意】

本保険のお申込み・保険料のお支払い先は以下になります。

「所属の指導団体」



CMAS日本協議会

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

①インストラクター賠償責任保険

(施設所有(管理)者賠償責任保険)

インストラクターの資格を取得されている方は、万が一のときに備えて賠償責任保険の加入をご検討ください。

1 本保険の特長

CMAS インストラクターが、スキューバダイビング・スノーケリング講習またはダイビングツアーの監督、指導に直接従事中に生じた事故により被保険者が講習参加者、ツアー参加者および第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

2 加入資格

CMAS 日本協議会団体に登録しているインストラクター

3 被保険者(補償の対象となる方)

- (1) CMAS 日本協議会を構成する加盟ダイビング指導団体にインストラクター等の資格者(以下「資格者」といいます)として登録している者であって保険加入手続を行った者
- (2) 資格者が所属するショップおよびショップ経営者
- (3) 資格者に業務を委託した者
- (4) CMAS 日本協議会加盟ダイビング指導団体(JEFF、ADS インターナショナル、JCS(日本海中技術振興会)、KD JAPAN、MTES-JAPAN、STARS、JCIA)
- (5) CMAS 日本協議会

4 保険期間(ご契約期間)

2022年3月31日午後4時から2023年3月31日午後4時まで1年間

5 加入プラン

(補償金額(身体障害・財物損壊共通))

プラン	区分	支払限度額 (1名・1事故)	免責金額 (1事故)
AL	インストラクター	10億円	なし
BL	ダイブマスター (3Star、4Star)	5億円	なし
CL	スノーケリング インストラクター	2億円	なし

※事故の発生地は国内・海外問いません。ただし日本国内において損害賠償請求が提起され、法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について補償されます。

6 年間保険料

プラン	区分	年間保険料
AL	インストラクター	45,000円
BL	ダイブマスター(3Star、4Star)	32,000円
CL	スノーケリングインストラクター	26,000円

※3star、4starの方がインストラクター向けプランにご加入することも可能です。
一方でインストラクターの方は3Star、4Star向けのプランにはご加入いただけません。

7

お支払いする主な保険金

被保険者が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る下記損害を補償します。

損害賠償金	緊急措置費用
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。	対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用
損害防止費用	協力費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用	引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
権利保全行使費用	争訟費用
対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

8

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- (2) 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- (3) 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- (5) 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任
- (6) 船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます。）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など

9

申し込み方法

申し込み方法は P5 をご参照ください。

（中途加入される場合）

補償開始日が本パンフレット記載日と異なります。事前に所属指導団体または取扱代理店にご照会ください。

この保険は CMAS 日本協議会を保険契約者とし CMAS 日本協議会のインストラクターを加入者とする施設所有（管理）者賠償責任保険の団体契約です。賠償責任保険普通保険約款・特別約款・約款集、保険証券は保険契約者（CMAS 日本協議会）に交付されます。

②インストラクター傷害保険

(傷害補償 (MS&AD 型) 特約セット 団体総合生活補償保険)

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 本保険の特長 | CMAS インストラクターが、国内・国外を問わずケガで死亡、後遺障害、入院、手術、通院した場合に補償します。 |
| 2 | 加入資格 | CMAS 日本協議会団体に登録しているインストラクター |
| 3 | 被保険者(補償の対象となる方) | 加入者 (インストラクター) |
| 4 | 保険期間(ご契約期間) | 2022年3月31日午後4時から2023年3月31日午後4時まで1年間 |
| 5 | 加入プラン | (補償金額(ご契約保険金額)ならびに保険料)
傷害入院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数 180日・免責期間 0日
傷害通院保険金支払対象期間 180日・支払限度日数 90日・免責期間 0日 |

補償内容	プラン		
	AI	BI	CI
傷害死亡・後遺障害保険金額	2,000万円	1,000万円	500万円
傷害入院保険金日額	7,000円	5,000円	3,000円
傷害手術保険金額	入院中	50,000円	30,000円
	上記以外	25,000円	15,000円
傷害通院保険金日額	5,000円	3,000円	2,000円
傷害入院時一時金額	10万円	5万円	3万円
救援者費用等保険金額	500万円	500万円	500万円
携行品損害保険金額 (免責金額 3,000円)	50万円	30万円	10万円
弁護士費用等保険金額	300万円	300万円	300万円
法律相談費用保険金額	10万円	10万円	10万円
一時払保険料	61,940円	36,330円	22,160円

この保険は CMAS 日本協議会を保険契約者とし、その会員であるインストラクターを加入者および被保険者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。団体総合生活補償保険ご契約のしおり (普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者 (CMAS 日本協議会) に交付されます。

6 お支払いする保険金 概要

補償内容	保険金をお支払いする場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に入院した場合に 180 日を限度に保険金をお支払いします。
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に通院 (往診・オンライン診療を含みます。) した場合に 90 日を限度に保険金をお支払いします。
傷害入院時一時金	事故によるケガの治療のため、入院した場合に一時金にて保険金をお支払いします。
救援者費用等保険金	救援対象者 (被保険者ご本人) が日本国内外において搭乗する航空機、船舶が行方不明または遭難した場合や、事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関に確認された場合等に被保険者 (被保険者ご本人、ご本人の配偶者・親族および CMAS 日本協議会) が負担した捜索救援費用等を補償します。

携行品損害保険金	被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品やダイビング器材に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。（免責金額 3,000 円）※携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡など保険の対象に含まれない物があります。詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈傷害補償（MS&AD 型）〉」をご確認ください。
弁護士費用等保険金	日本国内において偶然な事故により被保険者に次の①または②の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその被害に関する損害賠償請求を行った結果、弁護士費用等を負担したことによって被った損害を保険金額を限度に補償します。 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取
法律相談費用保険金	日本国内において偶然な事故により被保険者に次の①または②の被害が発生し、被保険者またはその法定相続人がその被害について、法律相談を行った結果、法律相談費用を負担したことによって被った損害を保険金額を限度に補償します。 ①被保険者が被った身体の障害 ②被保険者が居住する住宅または被保険者の日常生活用財産の損壊または盗取

7

保険金をお支払いできない主な場合（傷害補償部分）

(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法第 65 条第 1 項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失
- ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 被保険者に対する刑の執行
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1
- ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
- ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染

など

(2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。

- ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2
 - ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
- ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 (注) 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈傷害補償（MS&AD 型）〉」をご確認ください。

8

サービスのご案内

インストラクター傷害保険に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談/税務のご相談）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社様が提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または【団体総合生活補償保険サービスガイド】でご確認ください。

9

申込み方法

申込み方法は P5 をご参照ください。

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。加入申込票記載事項（年令・他保険加入状況、保険金請求歴等）等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

（中途加入される場合）

補償開始日が本パンフレット記載日と異なります。事前に所属指導団体または取扱代理店にご照会ください。

お申込み方法 等

1 お申込方法について

所属の指導団体事務局宛に加入申込票を提出のうえ、保険料の払込をおこなってください。

【加入申込票のご提出先・保険料払込先】

所属の指導団体事務局
(JEFF、ADS インターナショナル、JCS、KD JAPAN、MTES-JAPAN、STARS、JCIA)

2 お申込締切日(申込票提出・保険料払込)

2022年2月28日(月) (期日厳守でお願いします)

3 取扱代理店

株式会社ジョットインターナショナル
〒410-1107 静岡県裾野市御宿 1500 矢崎厚生センター内
電話 055-962-3131 (平日 9:00 - 17:00)

4 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
トヨタ営業部 矢崎室
〒410-0801 静岡県沼津市大手町 3-8-23 ニッセイスタービル 6階
電話 055-962-9130

5 その他

- ・本保険の保険契約者はCMAS 日本協議会となります。
- ・4月中旬以降に加入者のみなさまには加入者証を送付いたします。
- ・事故が起こった場合には上記取扱代理店までご連絡ください。
- ・インストラクター賠償責任保険には、被保険者に代って事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
- ・変更・解約等のお申し出は上記取扱代理店までご連絡ください。

6 重複補償の注意喚起

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
- ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、個人等といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。
ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- ・また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1 基本契約（賠償責任保険普通保険約款、施設所有（管理）者特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
<p>次の事故により発生した他人の身体の障害または財物の損壊^(注1)について、被保険者^(注2)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>(1) 被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故</p> <p>(2) 施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故</p> <p>(注1) 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。</p> <p>(注2) この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>① 記名被保険者 保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいいます</p> <p>② 記名被保険者が法人である場合には、その理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関</p> <p>③ 記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員</p> <p>④ 記名被保険者の使用人</p> <p>⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族</p> <p>上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含まれます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】</p> <p>① 損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。</p> <p>② 損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用</p> <p>③ 権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>④ 緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>⑤ 協力費用 引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用</p> <p>⑥ 争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p> <p>【お支払いする保険金の額】</p> <p>1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{保険金支払額} = \text{①損害賠償金} + \text{②損害防止費用} + \text{③権利保全行使費用} + \text{④緊急措置費用} - \text{基本契約の免責金額(自己負担額)}$ </div> <p>また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。</p>
保険金をお支払いできない主な場合（共通）	
<p>【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） 施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限りです。 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。 LPガスの販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害賠償責任 原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または水の汚染によって漁獲高が減少もしくは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任 <p>【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】</p> <p>① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的随胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。</p> <p>② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。</p>

保険金をお支払いできない主な場合(共通)	
<ul style="list-style-type: none"> 航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、自動車または原動機付自転車(販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 船または車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害賠償責任 	③整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ④理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為 など

2 自動的にセットされる主な特約の補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合(共通以外)
来訪者財物損害補償特約	<p>保険期間中に発生した施設に入場した者の財物(以下「来訪者財物」といいます。)の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故につき10万円が限度となります。ただし、来訪者財物の時価(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額)が限度となります。免責金額(自己負担額)は3,000円です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任 来訪者財物が自動車、原動機付自転車、これらの物に定着もしくは装着されているものまたはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂・爆発によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。 など
使用不能損害拡張補償特約	<p>基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能(注)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粋使用不能損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。(注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。</p>	<p>【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ</p> <p>【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額(自己負担額)は1,000円です。</p> <p>ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 など

JEFF 指導員の皆様

株式会社ジェフ

株式会社ジョットインターナショナル

2022年度 インストラクター向け保険 及び ダイビングショップ向け保険のご案内

指導員各位におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、「インストラクター賠償責任保険」の申込時期となりました。この保険は、CMAS 日本協議会のスケールメリットを活かし、安心安定した補償となっております。さらに、Jeff メンバーとしての講習や引率はもちろん、他団体の講習やツアーに関しても保険が適用される、大変有意義な保険となっております。

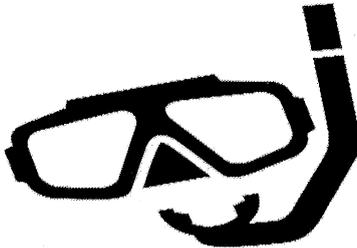
尚、制度維持のため昨年度に引き続きインストラクター賠償責任保険の保険料が値上がりしました。予めご了承ください。

※Jeff 指導員として活動するには賠償責任保険の加入は必須条件です。活動される方は必ず加入をお願いします。

商品によってお申込み先が異なりますのでご注意ください！

1. インストラクター向け保険のお申込み (CMAS 日本協議会団体保険)

- ・インストラクター賠償責任保険
- ・インストラクター向け傷害保険



※加入者証を5月末までに発送します。

※契約者は「CMAS 日本協議会」であり、保険証券は本部にて保管されます。

申込先(申込票送付先)

〒220-0073

神奈川県横浜市西区岡野 2-16-1 ニュオカマンション 205

株式会社ジェフ

TEL045-324-5863 FAX045-324-5864

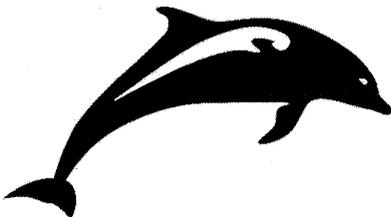
保険料振込先

みずほ銀行 横浜東口支店 普通 2099145

株式会社ジェフ

2. ダイビングショップ向け保険のお申込み

- ・ダイビングショップ向け賠償責任保険
- ・ダイビングショップ所属インストラクター(無記名式)賠償責任保険
- ・ダイビング講習・ツアー・イベント参加者向け傷害保険
- ・ダイビングショップスタッフ向け傷害保険



※保険証券が後日発行・郵送されます。

※このご案内は「M2」以上で所属ショップの一人代表でお送りします。漏れがある場合や上記以外に必要な方は下記までご連絡ください。既に加入しているショップは継続時の確認としてご利用ください。

申込先(見積依頼・お問合せ先)

株式会社ジョットインターナショナル 裾野支店

担当:遠山 E-mail: tooyama.k@jot-international.jp

TEL:055-965-3131 FAX:055-965-0460

携帯:070-2229-1921

受付:平日 午前9時～午後5時

3. 保険の内容などについてのお問合せ先 (2022年度より担当者変更となりました)

株式会社ジョットインターナショナル 担当:遠山 E-mail: tooyama.k@jot-international.jp

TEL:055-965-3131 FAX:055-965-0460 携帯:070-2229-1921 平日 午前9時～午後5時

